

日薬業発第 66 号
令和 8 年 5 月 19 日

都道府県薬剤師会
薬事衛生・医薬品試験・環境衛生担当役員 様
試験検査センター所長 様

日本薬剤師会
副会長 荻野 構一

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に
関する法律施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に
関する省令」における公示の方法について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて今般、標記につき別添の通り厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課より本会宛事務連絡がありましたので、お知らせいたします。

登録試験検査機関については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令により登録等に関し必要な事項が定められているところであり、これまで登録試験検査機関による登録等があったときには、告示により公示されてたところですが、今後、同省令による登録等の公示は、厚生労働省ホームページ内の該当ページに掲載する方法により行われるとのことです。

会務ご多用のところ誠に恐縮ながら、本件につきご了知くださいますようお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 8 年 5 月 12 日

公益社団法人日本薬剤師会 御中

厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令」における公示方法について

標記について、各都道府県、保健所設置市及び特別区衛生主管部（局）長宛てに別添写しのとおり通知したので、貴会会員に対して周知をお願いします。



医薬監麻発 0512 第 3 号
令和 8 年 5 月 12 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課長
(公 印 省 略)

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令」における公示の方法について

登録試験検査機関については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成 16 年厚生労働省令第 61 号。以下「登録試験検査機関省令」という。）により登録等に関し必要な事項が定められ、平成 16 年 3 月 30 日から施行されているところであり、登録試験検査機関による登録等があったときには、告示により公示してきたところです。

登録試験検査機関省令の規定による登録検査機関による登録等の公示については、今後、厚生労働省のホームページ内の「医薬品医療機器法施行規則第 12 条第 1 項に規定する試験検査機関について」（※）に掲載する方法により行うものとなりました。

つきましては、以上の内容について御了知の上、貴管下関係業者等に対する周知をお願いします。

（※）厚生労働省ホームページ

「医薬品医療機器法施行規則第 12 条第 1 項に規定する試験検査機関について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/topics/tp050825-1.html